

茨木市障害児保育実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた茨木市立保育所並びに市内の私立保育所及び私立認定こども園（以下「保育所等」という。）において、小学校就学前の心身に障害を有するなど特別の支援を要する児童に対して、他の児童とともに集団保育を実施すること（以下「障害児保育」という。）により、保育所等を利用する児童が共に生き、共に育ち合うことを目的とする。

(対象児童)

第2 障害児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小学校就学前3歳児以上であること。
- (2) 心身に障害を有するなど特別の支援を要すること。
- (3) 保育所等における1日4時間以上の集団保育が可能であること。
- (4) 週4日以上の利用が可能であること。

(利用手続)

第3 障害児保育を希望する保護者（茨木市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年茨木市規則第59号）第2条第2項第3号（以下「障害要件」という。）のみに該当する場合に限る。）は、茨木市保育所等における保育の利用に関する規則（平成26年茨木市規則第63号）第3条に規定する保育所等利用申込書の提出の際、次の各号に掲げるいずれかの児童に係る書類を添付しなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 療育手帳
- (3) 精神障害者保健福祉手帳
- (4) 医療機関の診断書（第1号から第3号の手帳所持者と同程度の障害を有すると判断されるもの）及び過去6か月以内に受検した発達検査の結果（医療機関の診断において第2号の手帳所持者と同程度の障害を有すると判断された場合）

(利用定員)

第4 障害要件のみに該当する保護者から利用の申込みのあった児童の利用定員は、集団保育が適切に実施できると認められる人数の範囲内で、施設の規模、要員その他の保育所等の状況により決定する。

(保育の方法)

第5 障害児保育に当たっては、対象となる児童の年齢を基準とする。

2 障害児保育の対象となる児童の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 障害要件のみに該当する場合 保育所等の休所日及び土曜日を除く日の午前9時から午後4時まで

(2) 障害要件及び障害要件以外の要件の両方に該当する場合 保育所等の休所日を除く日の開所時間内で保育を必要とする時間

3 障害児保育の対象となる児童については、個別に障害児保育の支援計画を作成するものとする。

(職員の配置)

第6 職員の配置は、障害児保育を適切に実施するため、対象となる児童の障害の状態、発達過程及び保育の必要の程度に応じて行うものとする。

(研修)

第7 市長は、障害児保育の充実及び円滑な実施を図るため、保育所等の関係職員に対し、必要に応じて研修を行うものとする。

(指導委員の設置)

第8 障害児保育の対象となる児童の適正な保育の実施を図るため、障害児保育指導委員(第8において「指導委員」という。)を置くことができる。

2 指導委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 障害要件のみに該当する保護者から利用の申込みのあった児童の障害児保育の必要性

(2) 障害児保育の対象となる児童の保育体制

3 指導委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 小児科医又は精神科医

(関係機関との連携)

第9 保育所等の施設長は、障害児保育に当たっては、対象となる児童の保護者と密接な連携を図るとともに、当該児童の保育方針その他必要な事項について、関係機関の協力、助言及び指導を受けるよう努めるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、障害児保育について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。